

# 白河市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成31年4月

白河市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議した。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「白河市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して、児童生徒の通学路の安全確保を図っていくことをねらう。

## 2 通学路安全推進会議の設置

(1) 関係機関の連携を図るため、以下の職員をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置する。

- ・ 郡山国道事務所
- ・ 白河警察署
- ・ 白河市生活防災課
- ・ 福島県県南建設事務所
- ・ 白河市道路河川課
- ・ 白河市教育委員会学校教育課

(2) 通学の当事者は児童生徒であるので、児童生徒の所属する学校を指導する立場にある学校教育課が会議を主管するとともに各学校との連絡調整を円滑に行う。

(3) 年間計画は原則として以下の通りとする。

月	内 容 等
6 月	第 1 回会議 ※通学路交通安全プログラムの確認、合同点検実施に向けての確認等
7 月	合同点検の実施 ※3(2)のローテーションによる
10 月	第 2 回会議 ※対策箇所の進捗状況の確認等
1 月	第 3 回会議 ※対策箇所の進捗状況及び対策効果の把握、1年間の反省等

※その他、必要に応じて会議を開催する。

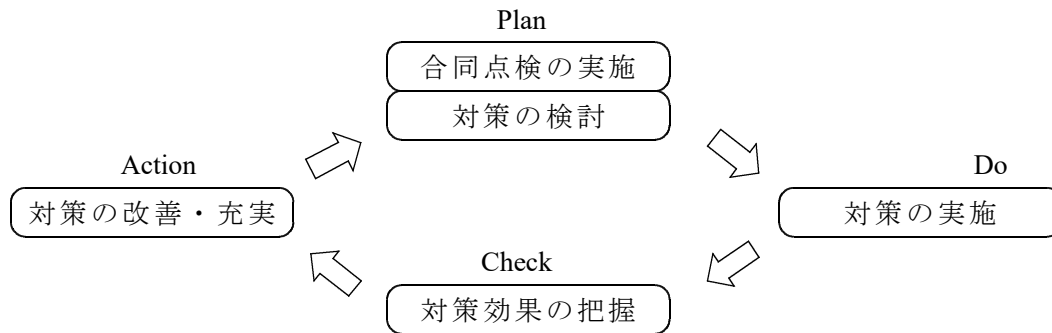
### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図る。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



#### (2) 定期的な合同点検

##### ① 合同点検の割り振り

◇ 平成24年度の緊急合同点検の結果等を参考に、市内の小・中学校を下記の3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、定期的に合同点検を実施する。

なお、早急に対策が必要な箇所がある場合には、該当年度にかかわらず個別に対応し、合同点検を実施する。

<p><u>Aグループ</u> 白河一小、白河二小、白河三小、関辺小、みさか小 白河中央中、白河二中</p>	<p>26年度 Aグループ 27年度 Bグループ 28年度 Cグループ 29年度 Aグループ 30年度 Bグループ <u>31年度 Cグループ</u> 2年度 Aグループ 3年度 Bグループ 4年度 Cグループ ・ ・</p>
<p><u>Bグループ</u> 白河四小、小田川小、白河五小、五箇小、表郷小 東北中、白河南中、五箇中、表郷中</p>	
<p><u>Cグループ</u> <u>小野田小、釜子小、信夫一小、信夫二小、大屋小</u> <u>東中、大信中</u></p>	

##### ② 合同点検の実施時期

◇ 実施時期は、原則として夏休みに設定する。

##### ③ 合同点検のすすめ方

◇ 通学路安全推進協議会において、各学校の情報をもとに重点課題を設定し、合同点検を効率的・効果的に実施する。

#### ④ 合同点検の体制

◇ 小・中学校区ごとに、次の構成員により合同点検を実施する。

- ・学校（教頭、交通安全担当者等）
- ・保護者（PTA役員等）
- ・道路管理者（県南建設事務所、郡山国道事務所、白河市道路河川課）
- ・白河警察署
- ・白河市生活防災課  
（各庁舎事業課・地域振興課課・・・表郷、東、大信地域の小・中学校実施時）
- ・地域住民等
- ・白河市教育委員会学校教育課

#### （3）対策の検討

◇ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、横断歩道や歩道の整備、防護柵設置などのハード対策や信号機等による交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

#### （4）対策の実施

- ◇ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。
- ◇ 対策の進捗状況等について、定期的に通学路安全推進会議を開催し、確認を行う。

#### （5）対策効果の把握

◇ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認し、対策効果を把握する。

#### （6）対策の改善・充実

◇ 対策実施後も、定期的な合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

### 4 箇所図、箇所一覧の作成、情報公開

◇ 小・中学校毎の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために道路管理部局並びに警察署が連携して、小・中学校ごとの「対策箇所図」を作成し、白河市教育委員会学校教育課において公表する。

### 5 平成29年度からの取組

（1）平成29年度から、小学校の合同点検に中学校が参加する形で、中学校の通学路合同点検も併せて実施する。

（2）点検箇所数は小・中学校ともに3箇所程度とする。

（3）小・中学校間で調整し、点検箇所の重複が生じないようにする。